

サービス学会出版委員会

サービス学会実践レポート「サービスプラクティス」規程

(目的)

第一条 本規定は、サービス学会が発行するサービス学会実践レポート「サービスプラクティス」の出版に際し、必要な事項を定める。

(事例集を発行する目的)

第二条 サービス学会実践レポート「サービスプラクティス」の発行を通じて、サービス学会の目的である「サービスに関する広範な知識を体系化することで、様々な産業課題の解決に寄与し、サービスに関わる社会のための学術を構築すること」に貢献する。

(使用言語)

第三条 サービス学会実践レポート「サービスプラクティス」で使用することができる言語は、日本語、または、英語とする。

(巻号の番号設定)

第四条 サービス学会実践レポート「サービスプラクティス」の Vol (巻数) は年ごとに連番となるよう数値を設定し、No (号数) はつけない。ただし、年内に出版される原稿が無い場合には、当該年度を飛ばし、翌年度が連番となるよう設定する。

(原稿のページ数)

第五条 投稿される原稿ページ数は、原則 6 ページ以下とする。ただし、論文誌編集委員会の承認により、上限を超えることを認める。

(原稿のフォーマット)

第六条 投稿される原稿のフォーマットは、本学会が設置する論文誌編集委員会が提供するフォーマットに従うものとする。なお、原則として、フォーマットで定められた章立て等の構成を変更することを認めない。

(内容の審査と掲載)

第七条 投稿された全ての原稿について、論文誌編集委員会にて内容の審査を行い、掲載に相応しくない合理的な理由がある場合を除き、原則として掲載される。

(評価レポートの作成と送付)

第八条 論文誌編集委員会が評価レポートを作成し、著者へ送付する。なお、掲載に相応しくないと論文誌編集委員会で認められた場合には、掲載不可である旨を著者に通知する。

附則

- 1 この規定の変更は理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規定は 2024 年 2 月 6 日より施行する。

2024 年 2 月 6 日 サービス学会理事会制定